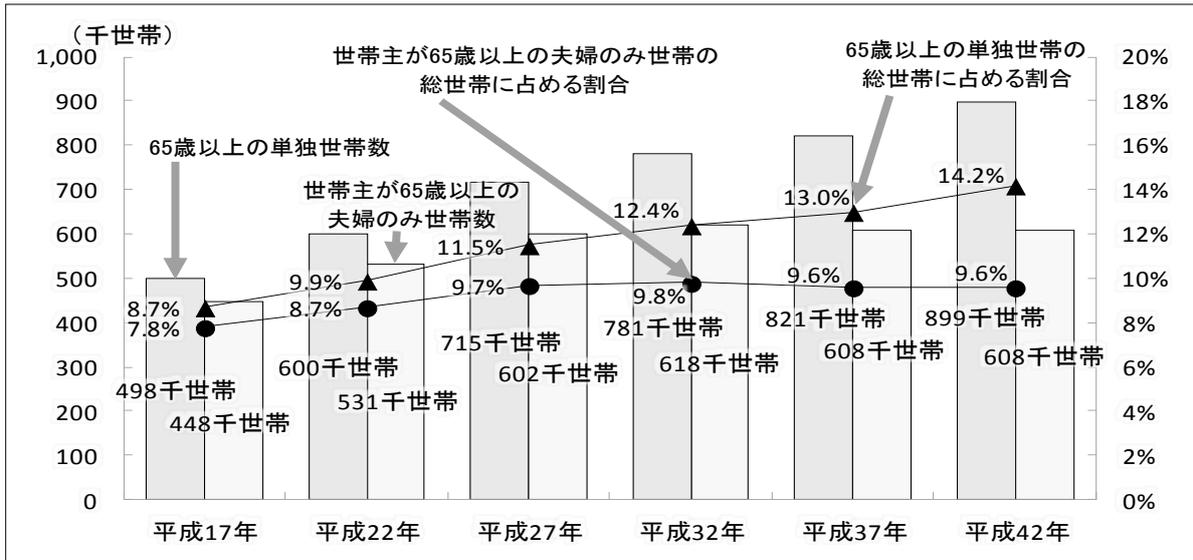
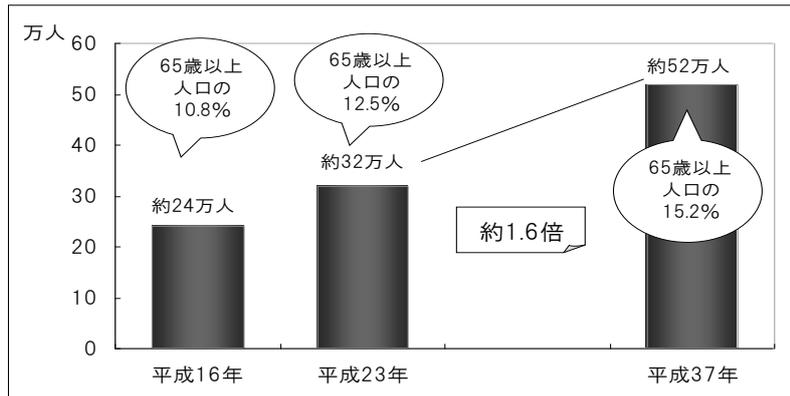


<単身・夫婦のみ世帯の統計>



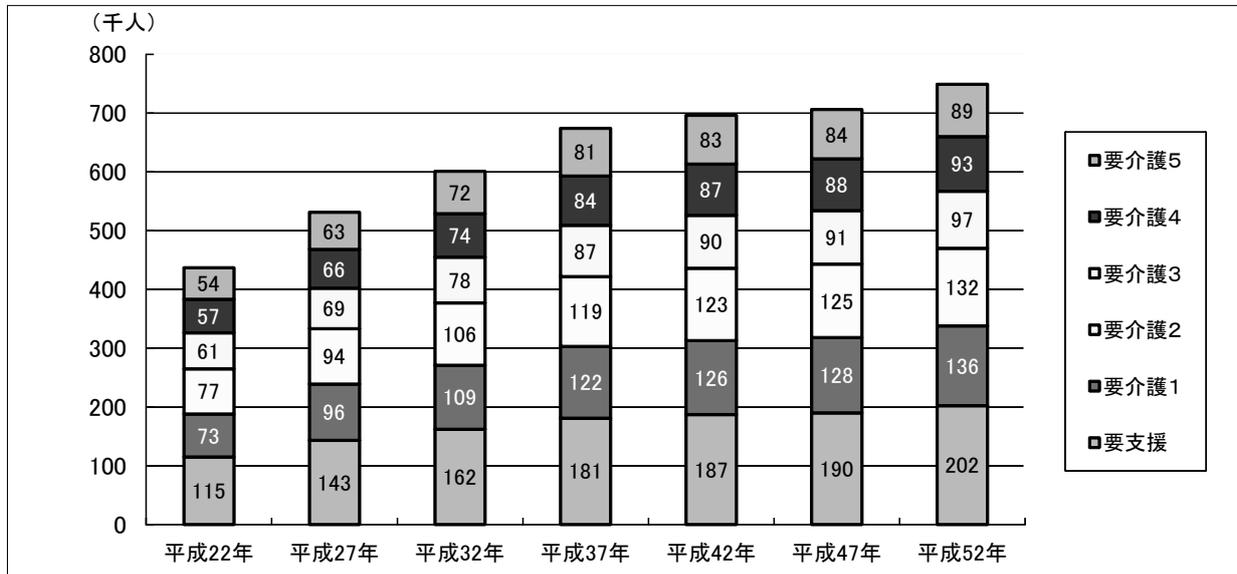
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（都道府県別推計）（平成21年12月推計）

<何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上）>



資料：東京都「認知症高齢者自立度分布調査」（平成23年1月）

<要介護認定者数の推計>



資料：東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（月報）」等より作成。平成27年度以降は東京都福祉保健局による推計

### （介護保険制度の改正）

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。
- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。
- 平成24年4月施行の改正介護保険法では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を推進することが、国及び地方自治体の責務とされています。
- また、同改正法では、地域包括ケアシステムを推進するための具体策として、新たに、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複数のサービスを組み合わせで提供する複合型サービスなどが創設されました。
- 都は、改正法施行後もサービスの実施状況を踏まえつつ、都市部で有効に機能するよう、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

<地域包括ケアシステムの構成要素（イメージ）>



### （都の取組と今後の課題）

- 都は、高齢者の在宅生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービス等と施設サービスなどのサービス基盤が、バランスよく整備されるよう施策を展開しています。

（地域包括ケアシステムの整備）

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。

- 地域の見守り等の機能を強化するため、地域の拠点である地域包括支援センターの職員の質の向上を図るための研修を実施するとともに、平成22年度からは、24時間365日ワンストップサービス窓口の機能を担うシルバー交番設置事業の推進に努めています。
- 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。
- 今後の高齢者の増加に対応するため、在宅生活を支える様々なサービスや見守り等の生活支援を支える取組を充実するとともに、地域包括ケアを支える拠点機能を強化する必要があります。

(多様な住まいの確保)

- 特別養護老人ホーム等の介護基盤について、整備率が低い地域に対し都独自に補助額を加算するなど、地域偏在の解消と東京都全体の整備水準の向上に努めています。
- 認知症高齢者グループホームについても、土地所有者が建物を整備して運営事業者に貸し付ける、いわゆるオーナー型の整備に対する補助や、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- 平成21年度に設置された「少子高齢時代にふさわしい新たな『すまい』実現プロジェクトチーム」における議論を踏まえ、平成22年度から、高齢者の新たなすまい「東京モデル」として、適切な負担で入居できるケア付きすまいや居室面積要件の緩和等により家賃負担を軽減した都市型軽費老人ホームの設置を進めています。
- さらに、これらの整備に必要な土地を確保するため、都有地を低廉な価格で事業者に貸し付けるとともに、公有地を活用して施設整備を行う区市町村を支援するほか、定期借地権を活用した用地確保の支援や国有地の減額貸付けを国に提案要求するなど、介護基盤の整備を促進するため、様々な取組を行っています。
- また、平成23年10月には改正高齢者住まい法が施行され、国土交通省と厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」が新たに創設されました。都では、高齢者が安心して住み慣れた地域に暮らし続けることができるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の普及促進を図っています。

- 今後の高齢者の増加を見据えながら、身体状態、生活形態、経済状況等に応じた住まいを確保するため、多様なニーズに応じて住まいを選択でき、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

(認知症対策)

- 認知症の人やその家族を支えるため、東京都認知症対策推進会議において具体的な支援のあり方について検討するとともに、普及啓発を目的に都民向けシンポジウムを開催するなど、独自の取組を進めてきました。  
また、かかりつけ医に対して研修を行うなど、地域の医療支援体制の充実にも取り組んでいます。
- また、若年性認知症の多岐にわたる相談のワンストップ窓口として、都独自に「東京都若年性認知症総合支援センター」を開設し、若年性認知症の人と家族の支援にも取り組んでいます。
- 平成25年度からは、認知症の疑いを早期に発見、診断し、介護保険サービス等につなげる取組を開始するとともに、家族介護者への支援を行う区市町村の支援も開始し、認知症の人やその家族を支える取組を進めています。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層増加することが見込まれることから、かかりつけ医と専門医療機関との連携、医療と介護との連携を強化するとともに、認知症の疑いがある人を専門医療に速やかにつなぎ、適切に対応できるよう、早期発見・早期診断の取組も一層推進する必要があります。

### 【平成26年度の取組】

- 平成26年度においては、以下の取組を推進します。

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します**
- 2 地域生活を支える多様な住まいを充実します**
- 3 認知症に関する総合的な施策を推進します**

# 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を活かした地域包括ケアを構築し、利用者の状況に即した適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

## 主な事業展開

- **機能強化型地域包括支援センター設置促進事業【新規】** 528 百万円
  - ・ 地域の拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。  
[30か所]
  
- **地域包括支援センターにおける介護予防機能強化推進事業【新規】** 341 百万円
  - ・ 介護予防機能の向上を図るため、地域包括支援センターに対して、介護予防に関する専門的助言及び技術的支援を行う専門職「介護予防機能強化支援員（仮称）」を配置する区市町村を支援します。  
[62か所]
  
- **地域包括支援センター職員研修事業** 11 百万円
  - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、ネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。
  
- **シルバー交番設置事業** 363 百万円
  - ・ 住み慣れた地域で暮らせる安全・安心を提供するために、地域における 24 時間 365 日ワンストップサービス機能を担うシルバー交番を設置する区市町村を支援します。
  - ・ 高齢者に対し、訪問活動、情報の一元的収集・共有化、インフォーマルサービス（介護保険外）を含めた提供体制のコーディネート、緊急時対応、安否確認を行います。
  - ・ 単身・夫婦のみの高齢者世帯等に、緊急通報システムや生活リズムセンサーを設置し、緊急事態に対応できる仕組みを構築します。

- **見守りサポーター養成研修事業** (包括補助)
  - ・ 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- **高齢者地域見守り事業** (包括補助)
  - ・ 区市町村の協力・支援の下、町会・自治会等の地域の方が主体となって在宅の高齢者の状況や福祉ニーズ等を把握し、日常の見守りや支援活動を行う等、地域で支え合う仕組みづくりを進める区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- **一人暮らし高齢者等安心生活支援事業** (包括補助)
  - ・ 地域包括支援センターを核として、地域で住民がともに支え合う仕組みを構築したり、一人暮らし高齢者等の生活を地域で支える区市町村の取組を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- **ふらっとハウス（地域サロン）事業** (包括補助)
  - ・ 空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動の拠点を整備し、高齢者の介護予防や閉じこもり防止などに活用することで、地域福祉の向上・地域づくりに取り組む区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- **訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業** 29 百万円
  - ・ 地域包括ケアシステムの推進及び高齢者の在宅療養生活を支えるため、訪問看護ステーションの設置を促進し、運営の安定化や効率化を支援することにより、訪問看護のサービス量を確保します。

[13 か所]
  
- **訪問看護ステーションIT化支援事業** 19 百万円
  - ・ 中小規模の訪問看護ステーションの業務運営の効率化を促し、安定的な運営等を推進するため、モバイルITシステム導入に係る初期経費の補助を行います。
  
- **在宅療養環境整備支援事業（再掲 P91）** (包括補助)
  - ・ 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。

- ・ 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

## ○ 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上 (包括補助)

- ・ 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

## ○ 地域密着型サービス等の重点整備 257 百万円

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点、複合型サービス及び小規模特別養護老人ホームなど、地域密着型施設の整備を促進するため、区市町村が経費の一部を補助した場合に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金による補助に加え、都独自の補助により支援します。平成 26 年度からは都の負担割合を 1/2 から 3/4 に変更します。

[小規模多機能型居宅介護拠点 (18 か所 108 人分)、小規模特別養護老人ホーム (4 か所 120 人分)、複合型サービス (4 か所 21 人分)]

## ○ 介護基盤の緊急整備特別対策事業 3,435 百万円

- ・ 地域の介護ニーズに対応し、地域密着型サービス等を充実させるため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金により小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に対し補助を行い、設置促進を図ります。

## ○ 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス推進事業 (包括補助)

- ・ 小規模多機能型居宅介護や複合型サービスの開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材を養成するなど、運営の安定化や質の向上を図ることにより、整備促進を図る区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

## ○ ショートステイ整備費補助 176 百万円

- ・ ショートステイの整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外の事業所との併設や単独で設置するショートステイについて、運営事業者自らが整備する場合や運営事業者への貸付けを目的として土地所有者が整備する場合に補助を行います。

[施設整備費補助 新規 60 人分]

## ○ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援 5,043 百万円

- ・ 老人医療センターと老人総合研究所を統合し、平成 21 年度に設立した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

## 2 地域生活を支える多様な住まいを充実します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、ニーズが高い重度要介護者向けの特別養護老人ホームや、低所得者も入居可能な都市型軽費老人ホームなどの多様な住まいや施設の整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

### 主な事業展開

#### ○ 特別養護老人ホーム等整備費補助 11,984 百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実させ、整備を促進します。

[施設整備費補助 新規 25 か所 (2,386 人分)]

#### [都独自の主な整備促進策]

##### (新規)

- 補助単価を増額 (例：ユニット型 430 万円/床⇒500 万円/床)
- 訪問看護ステーション及び地域密着型サービス (小規模多機能型居宅介護、複合型サービス等) を併設する場合に補助単価を増額

##### (継続)

- 整備が十分でない地域に対し、補助額を最大 1.5 倍に拡大

- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム (特定施設の指定を受ける施設に限る。) について、大規模改修費を補助します。

#### ○ 介護老人保健施設の整備 3,596 百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実させ、整備を促進します。平成 26 年度からは補助単価の増額及び訪問看護ステーション及び地域密着型サービス (小規模多機能型居宅介護、複合型サービス等) を併設する場合に補助単価を増額します。

[施設整備費補助 新規 6 か所 (679 人分)]

#### ○ 介護専用型ケアハウスの整備 150 百万円

- 介護専用型ケアハウスの整備を促進するため、整備費の一部を補助します。

[施設整備費補助 新規 2 か所 (66 人分)]

#### ○ 介護専用型有料老人ホームの設置促進 66 百万円

- 介護専用型有料老人ホームの設置を促進するため、整備費の一部を補助します。

[施設整備費補助 新規 116 人分]

- **都市型軽費老人ホーム整備費補助** **1,572 百万円**
  - ・ 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられるよう、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備を促進します。

[施設整備費補助 483 人分]
  
- **防火対策緊急整備支援事業** **23 百万円**
  - ・ 既存施設に対し、スプリンクラー等の防火設備費用の一部を補助することにより、防火対策を強化し利用者の安全・安心の確保を図ります。
  
- **施設開設準備経費助成特別対策事業** **994 百万円**
  - ・ 特別養護老人ホーム等の開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助し、開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援します。
  
- **医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業** **166 百万円**
  - ・ 医療・介護を連携させたサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成し、高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図ります。
  - ・ 既存ストックを有効活用するため、改修による整備も補助対象とします。

[施設整備費補助 新設 10 か所、継続 5 か所]
  
- **住まい対策一体型地域生活支援事業【新規】（再掲 P66）** **（包括補助）**
  - ・ 区市町村の居住支援協議会\*等の取組により入居した住宅において、低所得高齢者等に対し見守りなどの日常生活支援等を行う区市町村を支援します。

[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

\*高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等を実施する協議会
  
- **寄りそい型宿泊所事業【新規】（再掲 P67）** **117 百万円**
  - ・ 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設、ケア付きすまい等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。

○ **定期借地権の一時金に対する補助** **2,266 百万円**

- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ります。これまで、助成額の 1/2 を介護職員処遇改善等臨時特例基金、1/2 を都負担としていましたが、平成 26 年度からは都負担 10/10 とし、引き続き、整備促進を図ります。

○ **公有地を活用した介護サービス基盤の整備**

- 都用地の活用促進  
都用地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります（「都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
- 区市町村有地の活用促進の充実 （包括補助）  
学校跡地など区市町村の未利用地の積極的な活用を推進するため、公有地の貸付けと独自の施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村に対して、財政支援を行います。

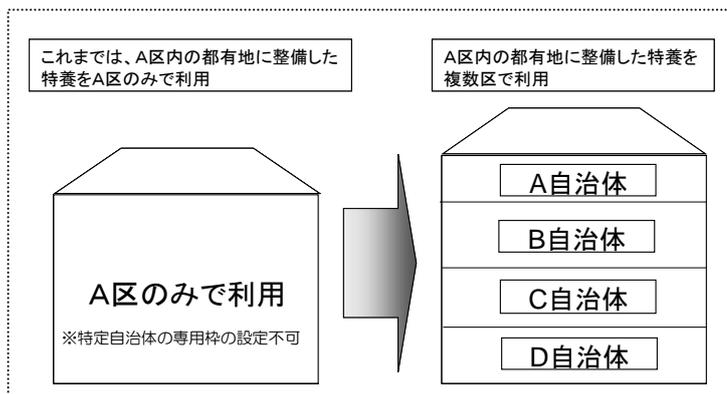
[高齢社会対策区市町村包括補助事業：補助基準額 200,000 千円]

○ **仮設用施設設置の仕組みの構築【新規】（再掲 P53）** **4,616 百万円**

- 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の仮設用施設を都用地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを検討し、建替えを促します。

○ **特別養護老人ホームの共同利用型の仕組みの構築【新規】**

- 都市部の限られた土地を有効活用するため、近接した区市町村が共同で特別養護老人ホームを整備し、利用する仕組みを構築し、整備を促進します。



○ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P25、53）** **759 百万円**

- ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

[耐震診断 94 施設、耐震改修 64 施設]

○ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P26、53）** **37 百万円**

- ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 182 施設]

### 3 認知症に関する総合的な施策を推進します

今後、更なる増加が見込まれる認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、ケア・医療を担う人材育成や都民への普及啓発を行うほか、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

#### 主な事業展開

#### ○ 認知症高齢者グループホーム緊急整備 3,645 百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。

[140ユニット]

##### [整備目標]

平成26年度末までに10,000人分を整備

##### [都独自の主な整備促進策]

##### (新規)

- 整備が遅れている重点整備地域（申請に基づく）を拡大

##### (継続)

- オーナー創設型・改修型（土地・建物所有者が事業者へ賃貸）に対する補助の拡大
- 重点整備地域の補助基準額を加算（1.5倍）
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型デイサービスや小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの併設加算

#### ○ 認知症対策推進事業 5 百万円

- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制の在り方について、中長期的な検討を進めるとともに、認知症に対する正しい理解と地域で支える気運づくりを推進するため、都民への普及啓発を行います。

#### ○ 認知症疾患医療センター運営事業 132 百万円

- 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症疾患医療センター\*が医療機関同士、更には医療と介護の連携の推進役となり、地域の支援体制を構築します。
- 地域の医療機関に従事する看護師の認知症対応力を向上させるため、研修を実施します。

[12カ所]

- \* 認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等を実施する。

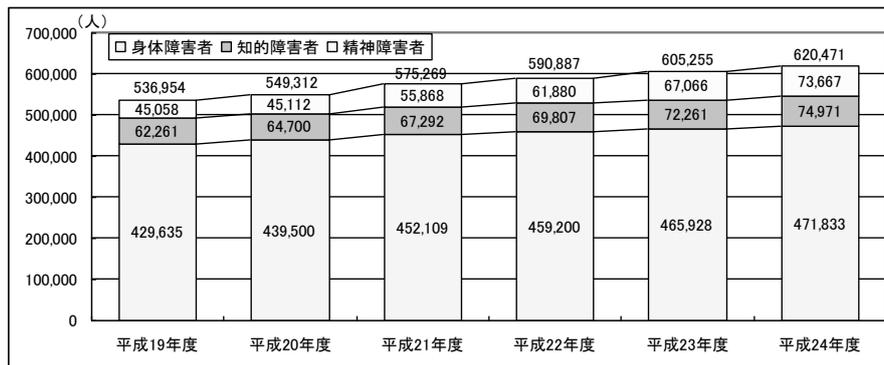
- **認知症の早期発見・診断・対応の推進** 415 百万円
  - ・ **認知症コーディネーターの配置**  
 看護師等の医療職を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、ケアマネジャーやかかりつけ医等と連携し、認知症の疑いのある人を訪問するなど、認知症の早期発見・早期支援を図ります。平成26年度は、13か所から35か所へ規模拡大します。  
[35か所]
  - ・ **認知症アウトリーチチームの配置**  
 認知症疾患医療センターに医師、看護師、精神保健福祉士等で構成するチームを配置し、認知症コーディネーターからの依頼に基づき、認知症の疑いのある受診困難者に対して、訪問・診断を行い、早期診断・早期対応につなげます。平成26年度は、7か所から12か所へ規模拡大します。  
[12か所]
  - ・ **認知症の理解と受診促進事業**  
 都民の認知症についての理解を深め、認知症が疑われる場合に速やかな受診を促進するため、認知症の疑いを判別するチェックシートを普及啓発します。
  
- **医療従事者等の認知症対応力向上支援事業** 12 百万円
  - ・ 東京都健康長寿医療センターを都内の認知症医療従事者等向け研修の拠点と位置づけ、各圏域の認知症疾患医療センターの地域での円滑な研修実施を支援することにより、都内全体の医療従事者のレベルアップを推進します。
  
- **認知症介護者への支援** (包括補助)
  - ・ 認知症疾患医療センター等の医療機関周辺に認知症介護者への支援拠点を設け、医療機関の専門職と連携した講座や交流会などを開催する区市町村を支援します。  
[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- **東京都若年性認知症総合支援センター設置事業** 24 百万円
  - ・ 若年性認知症の人や家族の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題解決を図ります。
  
- **若年性認知症の人と家族への支援【新規】** (包括補助)
  - ・ 若年性認知症の人の「家族会」立上げや、若年性認知症の人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- **認知症地域支援ネットワーク事業** (包括補助)
  - ・ 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

## 第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

### （障害者を取り巻く状況）

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。  
また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- 平成21年12月、国は、障害者に関わる制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障がい者制度改革推進本部を設置しました。この本部の下に設置した障がい者制度改革推進会議において、障害者の定義の見直しや差別の禁止等について検討を行い、平成23年8月に障害者基本法を改正しました。
- また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法等を改正し、平成24年4月から相談支援の充実や障害児支援の強化等を行っています。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。
- 障害者自立支援法の施行から約8年が経過しましたが、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるよう支援策を充実・強化していくことが必要です。
- 都内の障害者手帳の所持者数の推移を見ると、身体・知的・精神とも増加傾向にあり、平成24年度末では約62万人となっています。特に、近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、高い増加率を示しています。

〈都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）〉



（都の取組）

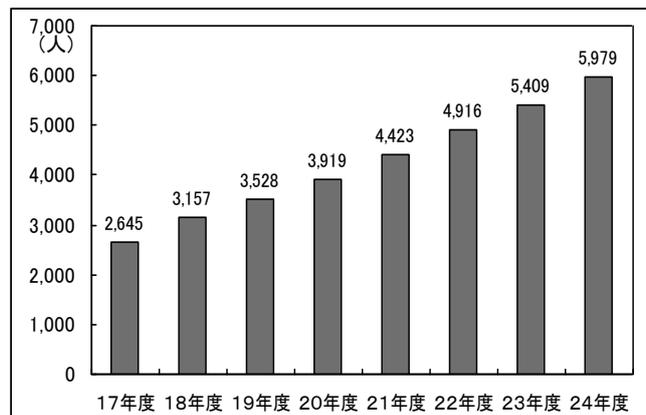
○ 都は、平成19年5月に「東京都障害者計画」（計画期間：平成19～23年度）及び「東京都障害福祉計画（第1期）」（計画期間：平成18～20年度）を、平成21年3月に「東京都障害福祉計画（第2期）」（計画期間：平成21～23年度）を、平成24年4月には「東京都障害者計画」及び「東京都障害福祉計画（第3期）」（計画期間：平成24～26年度）を策定し、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会を実現するために様々な施策を一貫して展開しています。

東京都障害者計画・第3期 東京都障害福祉計画 5つの目標

- ・ 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- ・ 社会で生きる力を高める支援
- ・ 当たり前に関われる社会の実現
- ・ バリアフリー社会の実現
- ・ サービスを担う人材の養成・確保

○ これらの計画を推進し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」（平成18～20年度）、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」（平成21～23年度）、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」（平成24～26年度）を策定し、障害者の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

〈障害者グループホーム・ケアホームの定員の推移〉



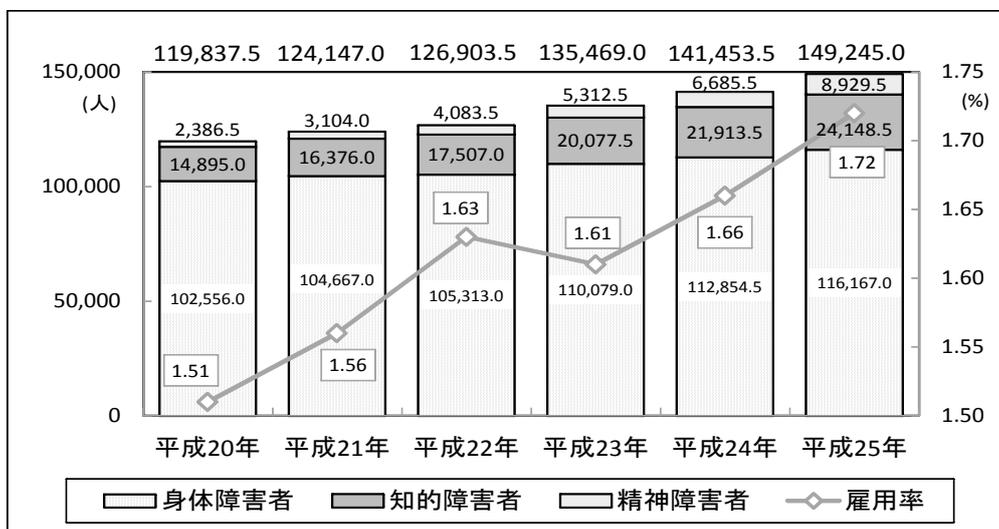
（地域生活支援）

- 地域生活へ移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置し、区市町村等との連携・調整を進めます。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するために、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活に向けた体制を整備します。
- 精神障害者については、退院後、地域での医療につなぐりにくい場合があり、医療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等、地域の支援体制の強化が求められています。
- 重症心身障害児（者）については、在宅療育支援体制の整備がまだ十分ではなく、NICU 等医療機関から在宅への移行が必ずしも円滑には進まない状況にあります。  
また、発達障害者（児）、高次脳機能障害者についても、地域での支援体制が十分には整備されておらず、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

（就労支援）

- 障害者が当たり前で働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。  
しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成25年6月現在1.72%（全国平均1.76%）であり、法定雇用率2.0%と比べて依然低い数値となっています。

<民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）>



資料：東京労働局「平成25年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

○ 都は、区市町村を実施主体として、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進しており、平成 25 年度についても、都内における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。

○ 福祉施設で働く障害者が、働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設を対象にセミナーの開催や経営コンサルタントの派遣などの取組により経営努力を促すとともに、生産性を向上させるための設備整備を補助するなど、工賃水準の向上を目指しています。

〈各年度の目標工賃（工賃向上計画より）〉

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標工賃	15,400円	16,700円	18,000円

○ 障害者優先調達推進法の施行を受け、都は、平成 25 年 7 月、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しました。この方針に基づき、庁内関係局と連携しながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っていきます。

### 【平成 26 年度取組】

○ 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します**

# 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

## 主な事業展開

### ○ 障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン 3,203 百万円

- 障害者の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成26年度末までに、経済的自立に向けた就労のための訓練等の場やグループホーム等について、4,810人分の定員を新たに確保します。

また、重度障害者の地域移行の受け皿となるケアホーム\*の開設に当たって、消防設備に係る経費について支援を行います。

[計画期間：平成24～26年度]

種 別	定員数の増加目標
日中活動の場（通所施設等）	3,000人増
地域居住の場（グループホーム・ケアホーム*）	1,600人増
在宅サービス（短期入所）	210人増

\* 平成26年4月から、ケアホームはグループホームに一元化されていますが、地域移行・安心生活支援3か年プランの表記で記載しています。

### ○ 定期借地権の一時金に対する補助 94 百万円

- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、グループホーム等の整備促進を図ります。

### ○ 所有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備 —

- 所有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります（「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

### ○ 地域移行促進コーディネート事業 68 百万円

- 入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行に向けた課題を分析し、地域移行に結びつけるノウハウを付与するとともに、区市町村や相談支援事業者との連携を支援することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

- 障害者地域生活移行・定着化支援事業** **(包括補助)**

  - ・ グループホームに移行する重度の障害者が安心して暮らせるよう、障害者を受け入れたグループホームによる相談援助について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者と家族が将来にわたって地域で暮らし続けることができるよう、区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業** **1 百万円**

  - ・ 障害者グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることができるよう支援する仕組みを検討します。
- 精神障害者地域移行体制整備支援事業** **71 百万円**

  - ・ いわゆる「社会的入院」の状況にある精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、グループホームへの体験入居などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。
- 仮設用施設設置の仕組みの構築【新規】(再掲 P44)** **4,616 百万円**

  - ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の仮設用施設を都有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを検討し、建替えを促します。
- 社会福祉施設等耐震化の推進(再掲 P25、45)** **759 百万円**

  - ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

[耐震診断 94 施設、耐震改修 64 施設]
- 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業(再掲 P26、45)** **37 百万円**

  - ・ 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 182 施設]
- ヘルプマークの推進** **17 百万円 包括補助**

  - ・ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、援助が得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発を行います。
  - ・ 区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- **ヘルプカード作成促進事業** (包括補助)
  - ・ 障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の作成の取組を広げていくため、区市町村におけるカード等の作成を支援します。  
[障害者施策推進区市町村包括補助事業]
  
- **中等度難聴児発達支援事業** 28 百万円
  - ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の使用により、言語を獲得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。
  
- **聴覚障害者意思疎通支援事業【新規】** 5 百万円
  - ・ 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制を整備することなどにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。
  
- **重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業** 2,990 百万円
  - ・ 重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている区市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援します。
  
- **障害者理解促進事業【新規】** 5 百万円
  - ・ 障害及び障害のある方への理解を促進するため、インターネット等により広く都民に対して普及啓発を行います。
  
- **手話のできる都民育成事業【新規】** 27 百万円
  - ・ 国内外の聴覚障害者に対する受け入れ態勢の整備に向けて、手話通訳の裾野拡大や、手話のできる都民の育成を図ります。

## 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）、発達障害者（児）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

### 主な事業展開

- **地域精神科身体合併症救急連携モデル事業** **16 百万円**
  - ・ 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師をモデル的に配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入れ体制の整備を図ります。

[2圏域]
- **精神科医療地域連携事業** **31 百万円**
  - ・ 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。

[6圏域]
- **アウトリーチ支援事業** **6 百万円**
  - ・ 治療中断等で症状が悪化し問題行動があるなど、地域定着が難しい精神障害者に対して、区市町村等関係機関からの要請を受け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。

[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]
- **精神疾患早期発見・早期対応推進事業** **8 百万円**
  - ・ 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげられるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行います。

- 重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業** **14 百万円**

  - ・ 在宅重症心身障害児（者）の診療を行うかかりつけ医を増やすため、専門医療機関、療育施設、診療所等に対する研修等を行うとともに、患者家族等の介助者や医療関係者等に対して療育や診察に関する情報発信を行います。
- 重症心身障害児在宅療育支援事業** **195 百万円**

  - ・ 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児の支援の充実を図ります。

[事業内容]

  - ・ 重症心身障害児在宅療育支援センターの設置
  - ・ 訪問看護及び訪問健康診査
  - ・ 在宅療育支援地域連携会議の開催
  - ・ 訪問看護師等育成研修
  - ・ 在宅療育相談
- 医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援** **44 百万円**

  - ・ 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） **24 百万円**  
 ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
  - ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） **20 百万円**  
 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
- 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業** **（包括補助）**

  - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 重症心身障害児通所運営費補助** **864 百万円**

  - ・ 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて通所施設を支援します。
- 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業** **22 百万円**

  - ・ 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。

- 看護師レベルアップ制度
  - 重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修  
[規模 40名 2年コース]
  - 認定看護師認定派遣研修  
[都立4施設・民間5施設]
  - 新人看護師基礎講座  
[都立4施設・民間5施設]
- 職場勤務環境改善
  - 看護宿舍の借り上げ  
[都立2施設]
  - 業務委託により作業負担を軽減
- 普及キャンペーンの支援
  - 復職支援研修  
[都立4施設]
  - 都外就職説明会の参加等の支援  
[都立4施設]
  - 看護学校公開講座  
[都立8校]

○ 府中療育センターの改築 201 百万円

- 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた基本設計、実施設計等を行います。

○ 発達障害者支援体制整備推進事業 15 百万円 包括補助

- 発達障害者支援体制整備推進事業 15 百万円  
発達障害者（児）のライフステージを通じた支援手法の開発に係る区市町村モデル事業の成果を普及するとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的人材の育成や普及啓発などを行うことで、発達障害者支援体制の整備を推進します。
- 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 （包括補助）  
発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。  
また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

○ 発達障害者支援センターの運営 44 百万円

- 発達障害者（児）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害者（児）の地域生活をサポートします。

○ **高次脳機能障害者支援普及事業**

**30 百万円**

- 心身障害者福祉センターにおいて、地域生活や就労などの専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関等のネットワークの構築、人材育成を図る研修や都民への広報・啓発等を実施します。
- 高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院にアドバイザーを配置し、各圏域において、地域内の各施設に対しリハビリ技術や個別支援に係る相談指導を行うとともに、医療従事者等を対象とした人材育成を行い、地域の支援機関による対応力の向上を推進し、高次脳機能障害者への切れ目ない支援体制を整備します。

○ **区市町村高次脳機能障害者支援促進事業**

**69 百万円**

- 区市町村に支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら障害者とその家族に対する相談支援を行うなど、身近な地域での支援を充実します。

[38区市町村]

### 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

#### 主な事業展開

- **東京都障害者就労支援協議会等** **47 百万円 包括補助**
  - ・ **就労支援協議会の開催** **4 百万円**

経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。

[年2回]
  - ・ **雇用にチャレンジ事業** **37 百万円**

知的障害者、精神障害者が一般企業への就職に向けた職場経験を積むため、都庁におけるチャレンジ雇用（非常勤職員雇用、臨時職員雇用）を推進します。

[非常勤職員雇用4名、臨時職員雇用21名]
  - ・ **就労支援体制レベルアップ事業** **1 百万円**

区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。
  - ・ **企業見学コーディネート事業** **5 百万円**

就労意欲を有しながら踏み出せない障害者を対象として、企業見学や、一般就労した障害者との意見交換の場を設けることにより、企業で働くことへのイメージを高め、一般就労への移行を促進します。
  - ・ **企業就労意欲促進事業** **(包括補助)**

福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業等に対し、受入れのために必要な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保するとともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- **区市町村障害者就労支援事業** (包括補助)
  - ・ 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]
  
- **障害者就労促進パートナーシップ事業** 5百万円
  - ・ 就労支援機関と法定雇用率未達成企業を対象としたグループワーク等と障害者雇用の実現に向けたステップアップとなる職場実習を併せて実施することにより、就労支援機関と企業間の相互連携を強化し、障害者の円滑な一般就労を促進します。
  
- **福祉施設における工賃アップの推進** 2百万円 包括補助
  - ・ **経営コンサルタント派遣等事業** (包括補助)

区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]
  - ・ **工賃アップセミナー事業** 2百万円

都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。

[(負担割合) 国1/2、都1/2]
  
- **受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** 36百万円
  - ・ 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
  
- **共同受注マッチングモデル事業【新規】** 10百万円
  - ・ 障害者福祉施設における受注の拡大や工賃向上を図るため、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施し、広域的な共同受注体制について検証します。
  
- **障害者就労実態調査【新規】** 5百万円
  - ・ 障害者の一般就労の実態や支援体制について把握するため、障害者を雇用している都内の民間企業に対して調査を実施します。



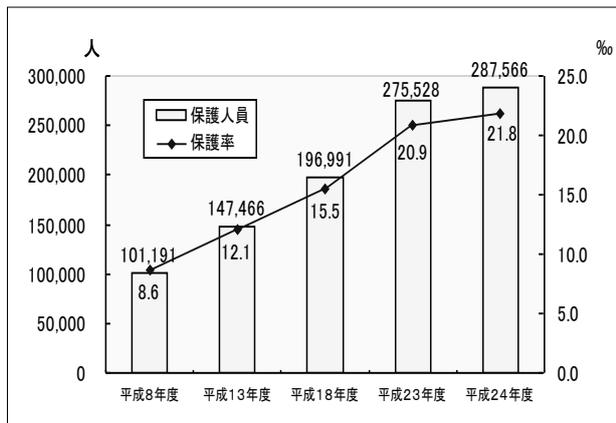
## 第4 都民の生活を支える取組を推進します

### （低所得者・離職者対策）

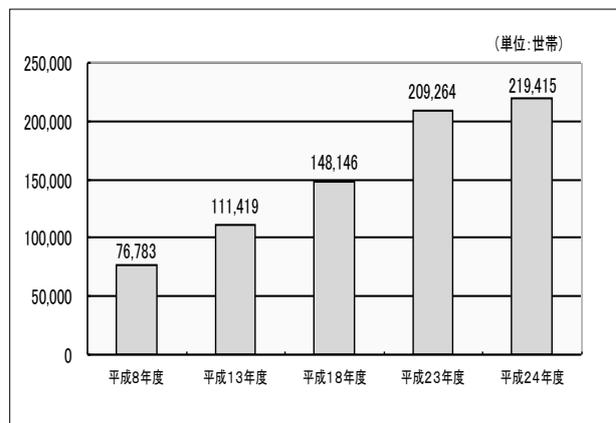
- 都は、生活安定・正規雇用への意欲と可能性を持つ人を支援するため、一定所得以下の方を対象に、平成20年度から、3か年の緊急事業として、生活安定化総合対策事業を実施し、区市町村に設置した相談窓口において、低所得者や離職者の生活・就労相談に応じるほか、職業訓練や生活資金の貸付け等を行ってきました。
- こうした取組は、国を動かし、職業訓練や生活資金の貸付け及び住宅手当等、第二のセーフティネットの構築につながりました。また、ハローワークを中心として、生活・就労・住宅支援ができるよう、住居・生活支援アドバイザーや生活福祉・就労支援協議会なども設置されました。
- これらを踏まえ、平成 23 年度からは、住民に身近なサービスを提供する区市町村が主体的に取り組む低所得者・離職者対策に対して支援をするとともに、引き続き、学習塾受講料等の貸付けを行っています。  
また、住居喪失不安定就労者や離職者等に対する生活・居住・就労相談等を行うためにサポートセンターを設置するなど、様々な支援を実施しています。
- しかしながら、依然として厳しい雇用情勢が続いており、また、生活・雇用に関するセーフティネットは基本的に国の責任で対応すべきであることから、第二のセーフティネットの一層の機能強化を国に提案要求しています。
- 国は、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっている状況に対応するため、生活保護受給者の就労・自立を促進する就労自立給付金の創設等を内容とする生活保護法の改正を行うとともに、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の内容を盛り込んだ「生活困窮者自立支援法」を策定（平成 25 年 12 月成立、平成 27 年 4 月施行予定）しました。今後、この法に基づく事業と都事業との整理や、区市の事業の立ち上げ支援等を実施する必要があります。

## ＜生活保護の動向＞

### ○ 被保護人員・保護率の推移



### ○ 被保護世帯の推移



資料：東京都福祉保健局「福祉衛生統計年報」

## （地域生活定着促進）

○ 高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげることを目的として、国は、平成 21 年に地域生活定着支援事業を創設しました。

都は、平成 23 年5月に地域生活定着支援センターを設置し、適切な場で必要な支援が受けられるよう、保護観察所と協働するとともに、区市町村や他の道府県センター等の関係機関と連携して、退所後の社会復帰を支援しています。

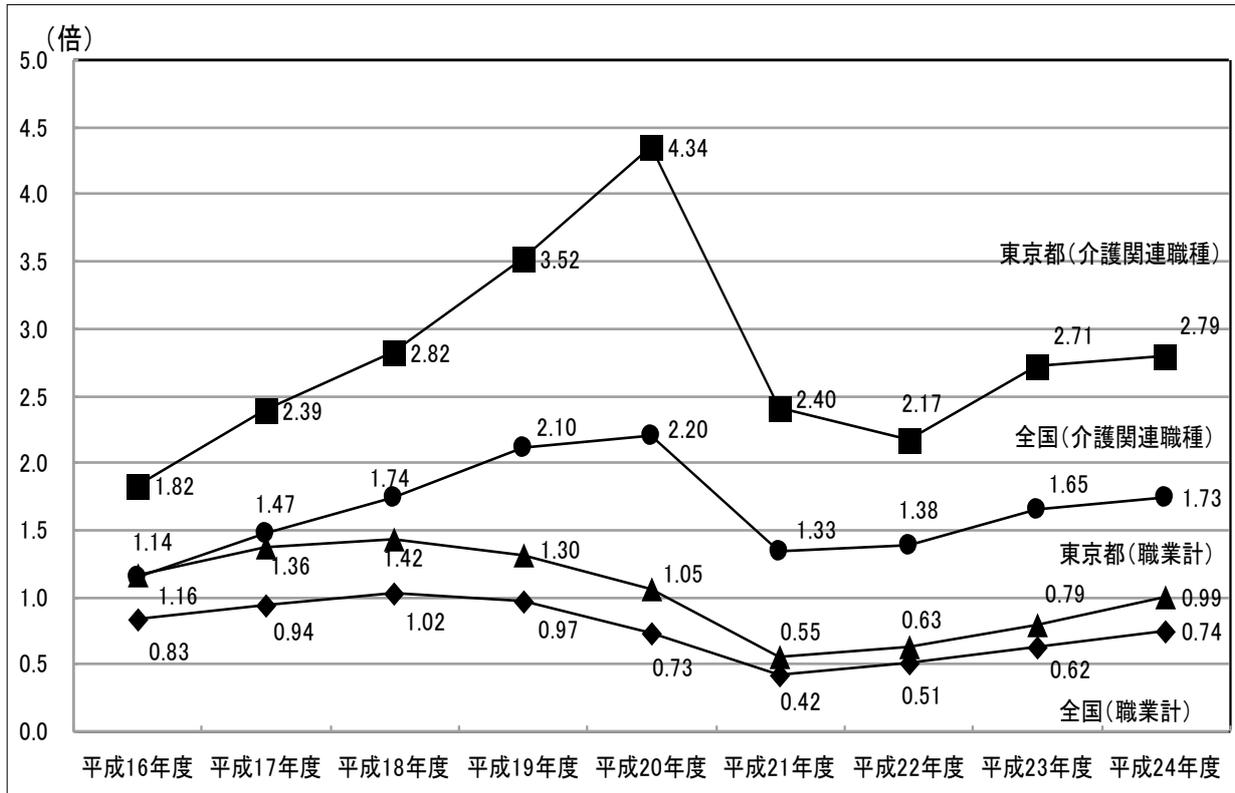
## （福祉人材の確保・育成・定着）

○ 少子高齢化が進展する中で、介護分野をはじめ、保育分野や障害福祉分野など、今後更に増加が見込まれる福祉サービスへのニーズに対応していくためには、福祉人材を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。

○ 一方、少子化による若年労働人口の減少に加え、福祉系職種の求人状況は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすく、また離職率も高いことから、福祉サービスを支える人材の確保等はますます困難な状況となっています。

○ 以前と比べ状況は改善しつつありますが、介護関連職種では、平成 24 年度の有効求人倍率は 2.79 倍となっており、全職業の 0.99 倍を大きく上回っています。

<職業紹介状況（有効求人倍率）>



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、合同採用試験や就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、このような状況に対応するため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を更に進めていく必要があります。
- また、医療的ケアを必要とする福祉サービス利用者が増加しています。こうした状況に対応するため、介護福祉士法等の改正により認められた、介護職員によるたんの吸引や経管栄養が安全かつ確実にできるよう、研修や事業者等の登録を円滑に行っていく必要があります。
- 加えて、在宅療養生活を支える質の高いケアマネジメントやサービスを確保するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護職員等が基本的な医療知識を習得することが不可欠です。

**（福祉のまちづくりの推進）**

- 高齢者、障害者を含めたすべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。

- 平成21年には、福祉のまちづくり条例を従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に改正し、年齢、性別、障害等にかかわらず、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。
- この条例改正と併せて、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。
- 都は、この計画において、「はじめからできるだけ多くの人ができるよう都市や生活環境をデザインする」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることとし、そうした視点に立った普及啓発や取組を行う区市町村を支援しています。
- 今後は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする新たな推進計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりに取り組む必要があります。

#### **【平成26年度取組】**

- 平成26年度においては以下の取組を推進します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li><b>1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します</b></li><li><b>2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します</b></li><li><b>3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます</b></li></ul> |
|--|

# 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自の区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。また、障害等のある矯正施設退所予定者の社会復帰を支援します。

## 主な事業展開

- **低所得者・離職者対策事業** (包括補助)
  - ・ 低所得者・離職者対策の強化を図るため、住民に身近なサービスを提供する区市町村による主体的な取組を支援します。  
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]
- **住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業** 726 百万円\*
  - ・ 都内に拠点相談所を設置し、第二のセーフティネットが利用できない低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市町村の相談窓口への後方支援を行います。  
\*他局計上分を含む
- **受験生チャレンジ支援貸付事業** 1,156 百万円
  - ・ 低所得世帯の子供たちを支援するため、学習塾等の受講料及び大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。  
[(貸付限度額) 学習塾等受講料：20 万円、高校受験料：2 万 7 千 4 百元、大学等受験料：10 万 5 千円]
- **生活困窮者自立促進支援に関する普及啓発事業【新規】** 5 百万円
  - ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等について、先駆的な生活困窮者支援の取組事例を紹介するとともに、民間団体の就労支援に関する取組実態を把握・分析して情報提供するなど、区市の体制整備を支援します。
- **住まい対策一体型地域生活支援事業【新規】(再掲 P43)** (包括補助)
  - ・ 区市町村の居住支援協議会\*等の取組により入居した住宅において、低所得高齢者等に対し見守りなどの日常生活支援等を行う区市町村を支援します。  
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]  
\*高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な者(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等を実施する協議会

○ **寄りそい型宿泊所事業【新規】（再掲 P43）** **117 百万円**

- 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設、ケア付きすまい等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。

○ **地域生活定着促進事業** **50 百万円**

- 高齢又は障害を有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対して、地域生活定着支援センターにおいて、社会復帰と地域への定着を支援します。

## 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します

今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉の仕事の魅力・やりがいを高めるとともに、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組を支援するなど、福祉人材の確保・定着を図ります。また、質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成するために、効果的な支援策を実施します。

### 主な事業展開

- **福祉人材センターによる就労支援の強化** 175 百万円\*
  - ・ **福祉人材確保ネットワーク事業**  
都内の福祉施設がネットワークを組んで、合同採用試験、採用時合同研修、法人間人事交流を実施することで、福祉人材の確保や定着、育成を図ります。
  - ・ **キャリアカウンセリング・再就職支援研修**  
介護福祉士等の有資格者を対象として、民間就職支援会社等を活用したキャリアカウンセリングや再就職支援研修を実施し、介護分野への再就職を支援します。
  - ・ **福祉の仕事イメージアップキャンペーン**  
福祉の仕事の魅力、やりがいをアピールするイベントを実施し、福祉・介護従事者の社会的評価の向上を目指します。
  - ・ **福祉・介護人材のマッチングの強化**  
東京都福祉人材センターの相談員がハローワーク等に出向き、求職者の相談に応じて就職を支援するとともに、事業者の求人開拓を行います。  
\*他局計上分を含む
  
- **将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業【新規】** 125 百万円\*
  - ・ **人材定着・離職防止に向けた相談支援事業**  
福祉・介護事業所で働く者を対象に、仕事・職場等に関する相談助言を行うとともに、業界内での転職支援等を行い、人材の定着と離職を防止します。
  - ・ **東京都福祉人材センター多摩支所の設置**  
東京都福祉人材センター（千代田区）の多摩支所（1 か所）を設置し、福祉の仕事の紹介・あっせんを行います。
  - ・ **次世代の介護人材確保・育成事業**  
福祉・介護業界への進学や就職に対する興味関心を高めるため、中・高校生向けのセミナーや、高校生と保護者向けの福祉・介護施設への見学バスツアーを開催します。
  - ・ **事業所に対する研修実施支援事業**  
事業所が企画する職場内研修に講師を派遣し支援することにより、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。  
\*他局計上分を含む

- **介護人材確保対策事業【新規】** 1,072 百万円\*
  - ・ **職場体験事業**  
介護業務を経験したことのない者を対象として、介護体験相談員が個々の要望を踏まえた相談及び職場体験の機会を与えます。
  - ・ **介護職員初任者研修資格取得支援事業**  
介護業界への就労を希望し、職場体験事業を経た者を対象として、介護職員初任者研修の資格取得を支援します。
  - ・ **トライアル雇用事業**  
介護業務への就労を希望する無資格者を対象として、介護施設等での雇用先確保と資格取得支援を合わせて行います。 \*他局計上分を含む
  
- **福祉用具の活用による人材定着支援【新規】** 19 百万円
  - ・ 福祉・介護事業所に対して研修等を実施し、福祉用具の積極的な活用等により介護負担を軽減し、腰痛等による離職を防止し職場定着を図ります。
  
- **福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な支援【新規】** 40 百万円
  - ・ 福祉人材の確保・育成・定着を総合的に支援する仕組みを構築するため、資格取得者の情報を有効に活用できる機能整備の検討等を行います。
  - ・ 職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、訪問看護ステーションにおいてクラーク人材派遣モデル事業を行います。
  
- **新卒者等応援緊急介護人材育成事業** 334 百万円
  - ・ 本事業でホームヘルパー2級の資格を取得した者のうち、スキルアップの意欲のある者に対し、介護福祉士の資格取得を支援します。
  
- **福祉・介護人材キャリアパス支援事業** 15 百万円
  - ・ 介護福祉士等の養成施設の教員が事業所に巡回・訪問して実施する研修を支援することにより、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。
  
- **現任介護職員資格取得支援事業** 13 百万円
  - ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。

[225人]

- **在宅医療サポート介護支援専門員の養成** **19 百万円**
  - ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、医療サービスを含めたケアプランの作成や医療職との連携に欠かせない基本的な医療知識等の研修を行い、ケアマネジメントの充実を図ります。  
[500 人]
  
- **介護職員スキルアップ研修事業** **11 百万円**
  - ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。  
[900 人]
  
- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **153 百万円**
  - ・ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録等を行います。
  
- **外国人看護師・介護福祉士候補者の受入支援** **35 百万円**
  - ・ 我が国とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、国際協力の観点から、都内の民間施設での受入れに対する支援に取り組んでいきます。

### 3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

福祉のまちづくり条例をユニバーサルデザインの理念に基づいた条例に改正したことを機に策定した福祉のまちづくり推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、福祉のまちづくりの取組をより一層推進します。

#### 主な事業展開

- **福祉のまちづくりの普及・推進** **14 百万円**
  - ・ 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、都民、事業者及び区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めます。
  - ・ すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりの実現のため、都民、事業者等に対し、福祉のまちづくりの理念などの普及・推進活動を行います。
  - ・ 障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン等により、普及啓発を図ります。
  
- **ユニバーサルデザイン学習普及事業【新規】** **(包括補助)**
  - ・ 思いやりの心の醸成を目的に、都民向け及び小・中学生向けに、ユニバーサルデザインの理念等を理解するための普及啓発を行う区市町村を支援します。

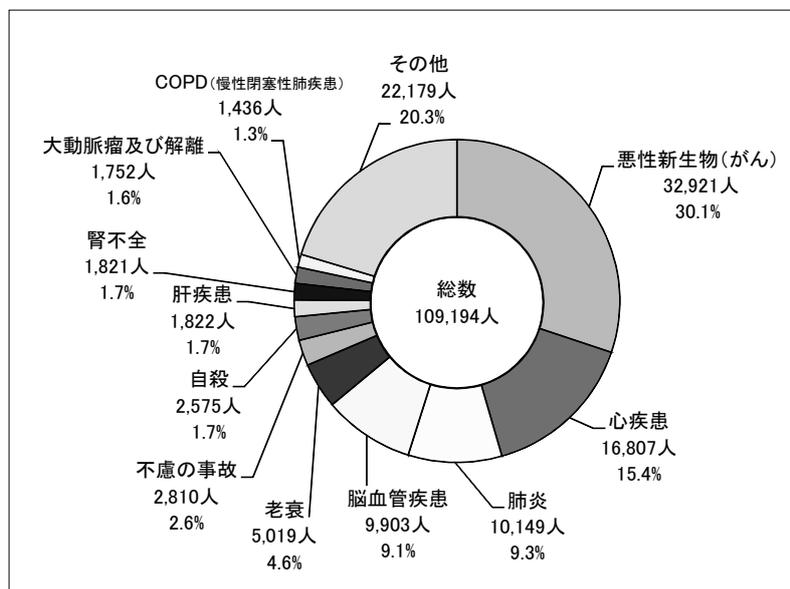
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

## 第5 ライフステージを通じた健康づくりを支援し、都民の健康寿命の延伸を目指します

### （健康づくりの推進）

- 我が国の疾病構造は、生活水準の向上や医療技術の進歩に伴い、かつての結核などの感染症から大きくシフトし、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が大きな割合を占めるようになりました。
- 今後、高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患する都民の増加が予想されますが、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等を実践することによって、罹患を減らすことが期待できます。
- このため、平成25年3月に改定を行った新たな「健康推進プラン21（第二次）」に基づき、都民一人ひとりのもとより、区市町村や企業等とも連携しながら、健康づくりに関する取組を進めていきます。
- 健康づくりは、個人の自覚と実践が基本であり、都民自らが積極的に取り組むことが求められます。そのため、都民の意識を高め、健診受診や生活習慣の改善などの健康行動を促すとともに、社会全体で支援する仕組みをつくることを目指します。
- 健康づくりは生涯を通じて行うことが重要ですが、性別や職業、ライフステージごとに健康に関する課題は異なるため、それを踏まえた支援を行っていきます。

<平成24年主要死因別割合（東京都）>



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

- 自殺による死亡者数は、平成 24 年には全国で 2 万 7 千人台となり、15 年ぶりに 3 万人を下回ったものの引き続き高い水準にあり、都内においても若年層での自殺死亡率が増加するなど大きな社会問題になっています。
- 自殺対策を効果的に実施するには、自殺の原因・動機や背景等を具体的に把握し、実態に即した防止対策等を総合的に講じる必要があります。

### （都の取組）

（がんの予防、早期発見）

- がんの早期発見につなげるため、がんの種別や対象年齢等に応じた普及啓発のキャンペーンを実施するなど、がん検診の受診促進を図るとともに、区市町村や職域における受診率向上に向けた取組を支援しています。

（糖尿病、メタボリックシンドローム対策）

- 職場での健康づくりの取組の推進など、メタボリックシンドローム予防対策や、糖尿病の予防・早期発見・治療継続の重要性等に関する普及啓発の取組を進めています。  
また、給食施設や飲食店における栄養成分表示の推進などに取り組んでいます。

（難病対策）

- 難病患者の療養生活を支援するため、医療費助成や訪問診療、専門医による医療相談などを実施しています。

（こころの健康づくり）

- 主に中小企業等を対象に、ストレスの対処法を普及啓発するなど、職場でのこころの健康づくりを行う区市町村の取組を支援しています。

（自殺対策）

- 自殺の背景には様々な社会的要因があります。自殺の未然防止を図るため、社会全体による取組を促進する観点から、総合的な自殺対策を推進しています。

### 【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

**1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します**

**2 自殺対策を総合的に推進します**

# 1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します

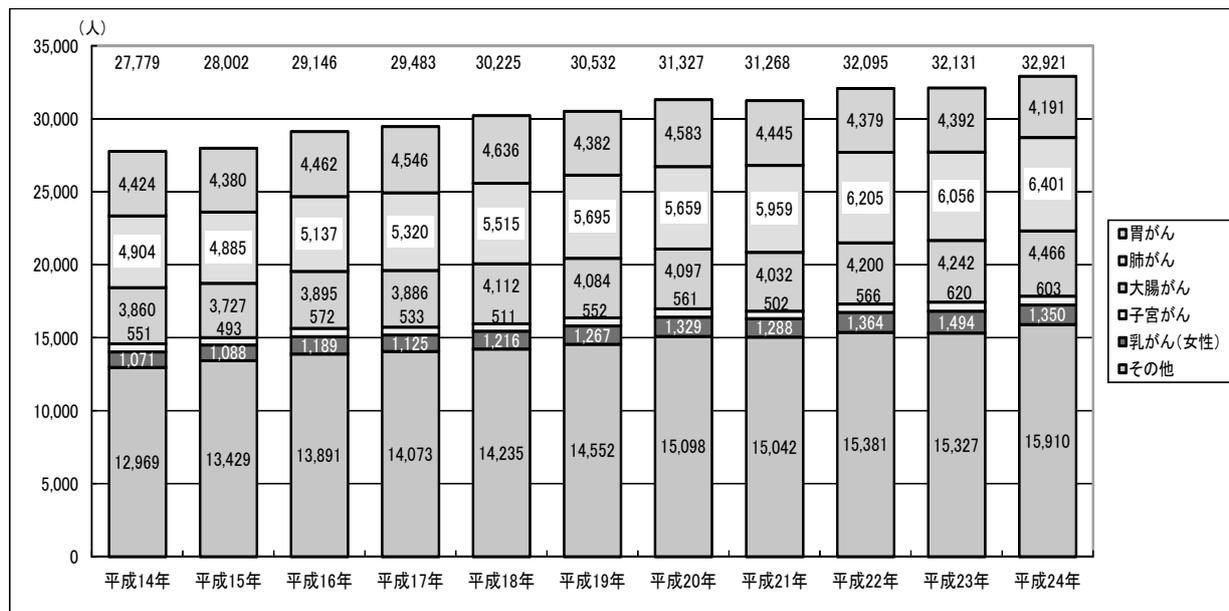
がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率の向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制を整えます。

生活習慣の改善や早期治療・治療継続に向けた意識を高める取組を行うなど、生活習慣病への対策を実施し、都民の健康寿命の延伸を図ります。

## 主な事業展開

- **予防・早期発見普及啓発事業** **49 百万円**
  - ・ 5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、マスメディアや関係団体等と協働したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。
  
- **地域の受診率・精度向上支援事業【一部新規】** **4 百万円 包括補助**
  - ・ 検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村連絡会等を活用して、関係機関との連携方法や受診率向上の効果が確認された取組についての情報の共有化を進めるなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。
  - ・ がん検診の案内の個別通知や未受診者への再受診勧奨などの受診促進、がん検診要精検者の精密検査結果把握及び精密検査未受診者への受診勧奨を行う区市町村の取組を支援します。〔医療保健政策区市町村包括補助事業〕
  
- **職域がん検診支援事業** **3 百万円**
  - ・ 保険者や職域関連団体等に対する普及啓発や講演会等を行い、職域におけるがん検診の受診率向上を図ります。
  
- **マンモグラフィ読影医師等養成研修** **14 百万円**
  - ・ マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図ることにより、乳がん検診の実施体制を整備します。  
〔読影医師養成研修 100 人 撮影技師養成研修 100 人〕

＜東京都がん別死亡者数の推移＞



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

○ 地域がん登録の実施

44 百万円

- ・ 予防から治療に至るがん対策全般の評価や企画立案に活用するため、都内の罹患・治療実績等を把握する地域がん登録を推進します。

○ たばこによる健康影響防止対策の推進

15 百万円

- ・ 喫煙の健康影響に関する普及啓発 6 百万円  
未成年者の喫煙防止をテーマにしたポスター図案を小中高校生から募集し、これを活用した広報を行うなど、未成年者の喫煙防止に向けた取組を重点的に実施します。
- ・ 受動喫煙防止対策の推進 9 百万円  
飲食店における受動喫煙防止対策を促進するため、実態調査の結果などを踏まえ、具体的な取組事例を紹介したハンドブックを作成するなど、受動喫煙による健康への影響を防止する取組を進めます。

○ ウイルス肝炎対策の推進【一部新規】

1,314 百万円

- ・ 肝がんへ進行する可能性のあるウイルス性肝炎について、職域に対する正しい知識の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の実施、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげていきます。

○ 糖尿病予防対策

10 百万円

- ・ 糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、都庁のブルーライトアップや交通広告等を活用して広く普及啓発を行います。

- **COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策** **5 百万円**
  - ・ COPD（慢性閉塞性肺疾患）についての医療従事者向け講習会や都民向けのインターネットバナー広告の掲出等を行い、正しい知識を普及し、予防と早期発見を促進します。
  
- **「東京都健康推進プラン21（第二次）」の推進** **20 百万円**
  - ・ 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）の着実な推進と実効性の確保に向け、区市町村や民間団体が取組を進めるための環境整備を行うとともに、区市町村等における指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。
  
- **ウェルネス・チャレンジ【新規】** **14 百万円**
  - ・ 都民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、都民自らが負担感のない生活習慣の改善と健康づくりの実践が行えるよう、区市町村や民間企業と連携し、普及啓発と環境整備を行います。
  
- **健康づくり普及推進事業【新規】** **20 百万円**
  - ・ 東京都健康推進プラン21（第二次）で示す都民が日常生活において気軽にできる生活習慣病の発症予防や生活習慣を改善する工夫について、映像作品を通じて普及啓発を行います。
  
- **区市町村等が行う特定健康診査等への支援** **3,120 百万円**
  - ・ **特定健康診査等負担金等** **2,138 百万円**  
特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、国民健康保険の保険者である区市町村及び国民健康保険組合が行う特定健康診査等の実施を支援します。
  - ・ **後期高齢者医療健康診査事業** **982 百万円**  
75歳以上の後期高齢者に対する健康診査について支援します。

## 2 自殺対策を総合的に推進します

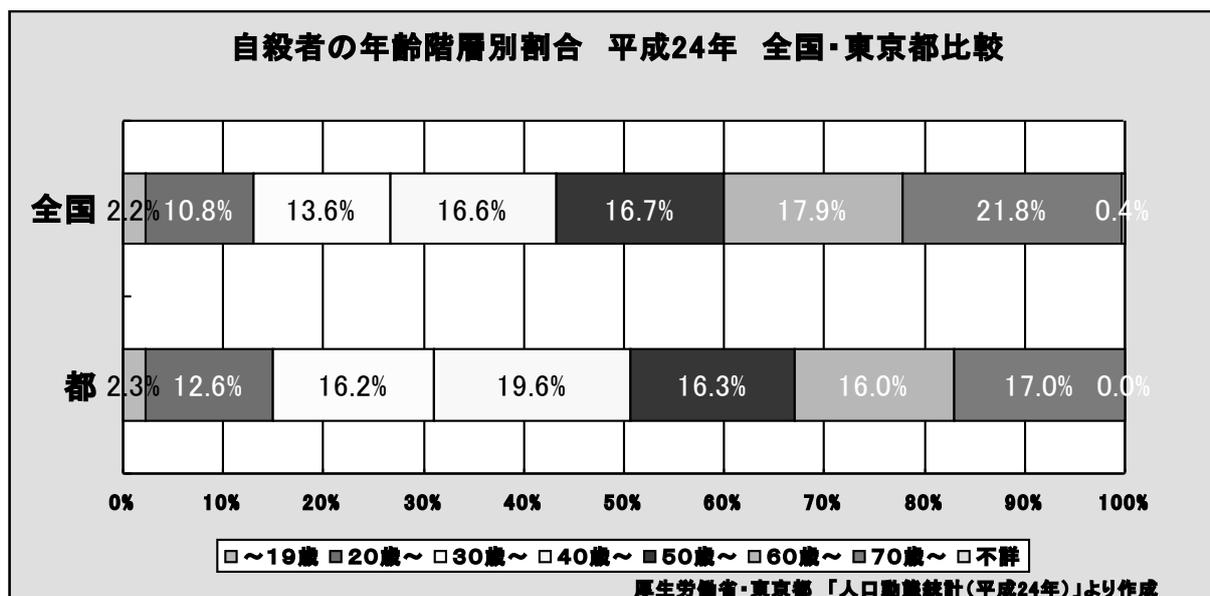
効果的に対策を進めるため、自殺予防に係る都民意識の向上、関係機関の連携強化、ハイリスク者に対する支援などの自殺のリスクに応じた対策を総合的に推進し、安心して生きられる社会の実現を目指します。

### 主な事業展開

#### ○ 自殺総合対策東京会議

1百万円

- 保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの様々な分野の関係機関が連携し、都内における自殺の予防、自殺念慮・未遂者への危機介入、自死遺族への支援に関する社会的な取組を着実に推進するために必要な検討を行います。



### 社会全体で自殺を予防する〔事前予防（一次予防）〕

#### ○ 自殺防止！東京キャンペーン

3百万円

- 自殺に関する正しい認識や、自殺は社会的な取組で減少させ得ること、悩みを解決するための様々な相談・支援機関があることなどを広く都民に伝えていくために、必要な普及啓発を重点的に行っていきます。

**自殺の兆しを早期に発見する〔危機対応（二次予防）〕**

**○ こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク 27 百万円**

- ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図ります。

また、救急医療機関に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための支援体制を構築するとともに（三次予防）、悩みを抱える若年層に対する相談会を実施します。

**○ ゲートキーパー養成事業 6 百万円**

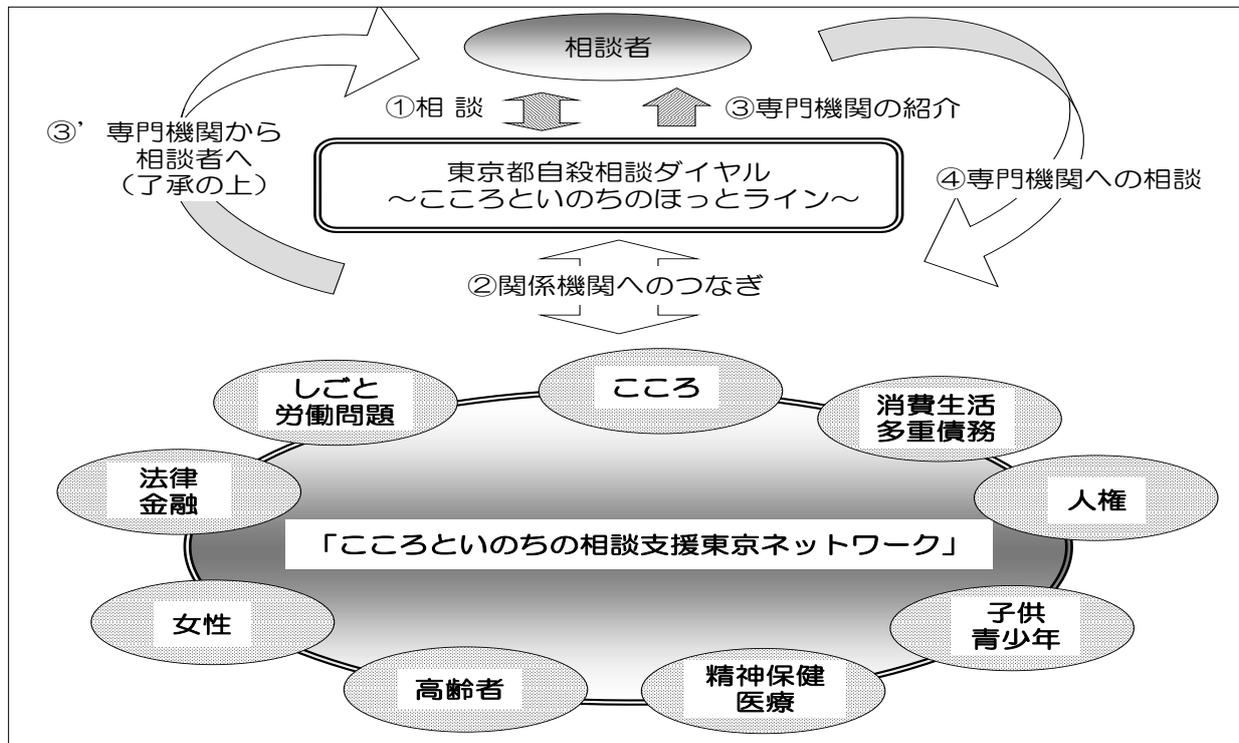
- ・ 自殺念慮者を早期に発見し、必要に応じて相談機関等につなぐなど、自殺予防のために連携協力して取り組む者を「ゲートキーパー」として養成します。

**○ うつ診療レベルアップ研修 10 百万円**

- ・ 身近なかかりつけ医等に対して、自殺予防に関する知識や、うつの発見など精神疾患の治療に関する知識等を付与し、自殺の未然防止を図ります。

**○ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ 70 百万円**

- ・ 自殺相談専用の総合電話窓口を設置し、自殺念慮の背景となる問題に応じて相談者の悩みを傾聴するとともに、「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」参加機関と連携し、問題の解決を目指して相談者への積極的な支援を実施します。



**自殺企図を二度と繰り返させない〔事後対応（三次予防）〕**

**○ 遺族支援対策事業**

**1 百万円**

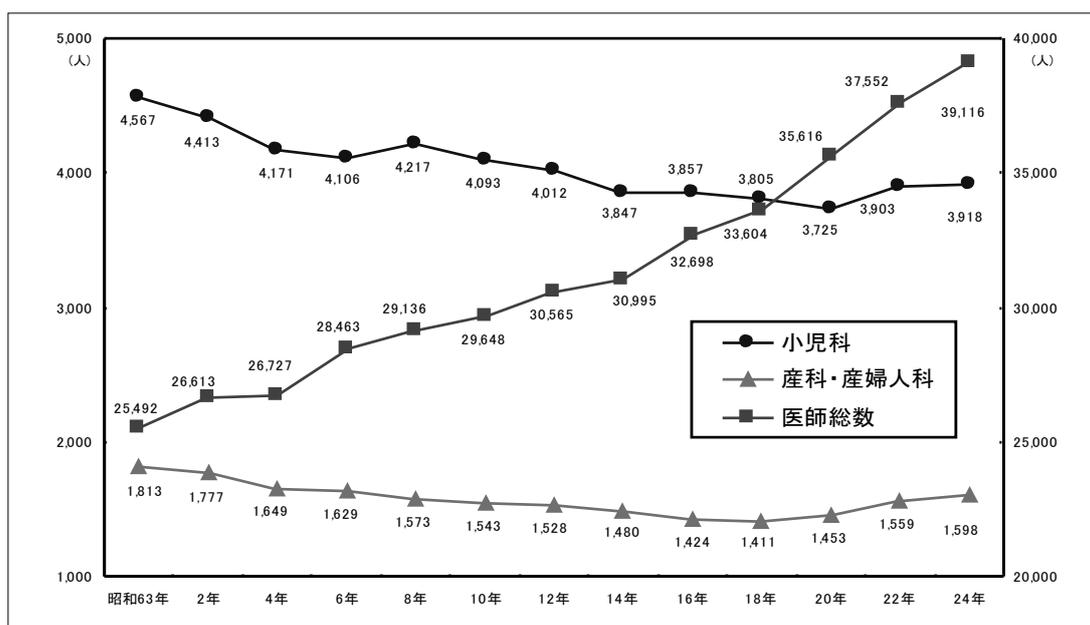
- 自死遺族に対し、支援の相談窓口等の情報提供を行うことにより、遺族の安定した生活の確保と次世代における自殺リスクの軽減を図ります。

## 第6 都民の365日24時間の安心を支え、患者中心の医療提供体制整備を進めます

### （医療をめぐる状況）

- 我が国においては、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されてきました。しかし、少子高齢化の進展に伴い医療保険財政は逼迫し、将来にわたっての安定的な運営に不安が持たれています。
- また、全国的に医師不足が続いている中、都内でも産科、小児科、救急医療、へき地医療等において、医師の確保が課題となっており、限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を提供することが求められています。
- 国は社会保障と税の一体改革に取り組み、平成25年12月には社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえ、社会保障制度改革に関するプログラム法が成立し、今後、各分野での具体的な改革が進められることとなります。
- 都においても、国の動向を注視しつつ、平成25年3月に改定を行った新たな「東京都保健医療計画」に基づき、都民が安心して質の高い医療が受けられるよう、着実に取組を進めていきます。

＜都内の医療施設に従事する小児科・産婦人科医師数（年次推移）＞



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（診療科は重複計上）より作成

## (都の取組)

- 都は、多くの都民の命を奪っているがん対策の強化や、地域での在宅療養生活を支える在宅医療の推進、脳卒中や糖尿病など疾病ごとの医療連携体制の整備など、都民にとって分かりやすく切れ目のない医療提供体制の確保に取り組んでいます。

### (救急医療対策)

- 「休日・全夜間診療事業」を実施するほか、迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者の迅速な受入れ」「トリアージの実施」「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。

### (災害医療対策)

- 災害時に医療救護活動の拠点となる「災害拠点病院」等の充実や災害発生現場等で多数の傷病者に救命処置を実施する「東京 DMAT」の整備を行うほか、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害医療コーディネーターを中心とした効果的な医療救護活動の連絡・調整体制の構築に取り組んでいます。

### (周産期医療対策)

- 周産期医療ネットワークグループによる円滑な搬送体制の構築や、スーパー総合周産期センター\*、周産期連携病院\*\*の指定等により、医療機関の機能分担と相互の連携を進め、身近な地域でのリスクに応じた周産期医療の提供に努めています。

\* スーパー総合周産期センター：緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる施設

\*\* 周産期連携病院：ハイリスクの妊産婦・新生児に対応する周産期母子医療センターとの連携の下、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院

### (小児医療対策)

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、小児特有の症状に対応した高度な救命治療を行う「こども救命センター」を中核として、地域の病院・診療所等における小児医療ネットワークの構築を支援し、安心の小児救急医療体制を整備しています。

### (がん医療対策)

- 平成25年3月に改定を行った新たな「東京都がん対策推進計画」に基づき、国のがん診療連携拠点病院に加え、それと同等の高度な診療機能を有する病院を「東京都認定がん診療病院」として独自に認定しがん医療水準の向上を図るほか、患者・家族等への支援体制の整備、地域連携クリティカルパス（東京都医療連携手帳）による医療連携の促進などに取り組むとともに、地域での緩和ケア提供体制の充実や小児がん患者への医療提供体制整備などに取り組んでいます。

(疾病ごとの医療連携体制)

- 脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞について、疾病別の医療連携体制を整備するとともに、これを支える地域の実情に応じた区市町村の取組等を支援しています。

(在宅療養支援)

- 地域における在宅療養の基盤整備を推進するため、区市町村における取組を支援するとともに、医療と介護が連携した先駆的な取組や、円滑な在宅移行に向けた転退院支援の強化などについて、医療関係団体と連携しながら体制整備を進めています。

(医療人材対策)

- 地域や診療科の医師不足に対応するため、「東京都地域医療支援センター」を設置し、都独自の奨学金制度、東京都地域医療支援ドクター事業などにより医師確保に努めています。
- 都内医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成対策・定着対策・再就業対策を柱に総合的な確保対策に取り組んでいます。

### 【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します**
- 3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します**
- 4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます**

# 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

高齢化や核家族化等の社会構造の変化に的確に対応した救急医療体制の整備を図ります。新たな被害想定を踏まえ、首都直下地震等に備えた災害時の医療体制を強化します。

## 主な事業展開

### ○ 「救急医療の東京ルール」の推進 594 百万円

- 平成 22 年度に全ての医療圏で「東京ルール」が運用開始され、搬送先選定困難患者の地域での受入れは着実に増加しています。

引き続き、「東京ルール」において地域の核となる、地域救急医療センターの支援に努め、円滑・迅速な搬送を推進します。

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- 医療機関の選定に時間を要している事案について、受入医療機関やその後の転院先の調整等を行うコーディネーターの配置に加え、身体合併症患者の受入体制を強化し、緊急性を有する患者への迅速な医療の確保を図ります。

### ○ 休日・全夜間診療事業 3,237 百万円

- 365日24時間救急入院が可能な病床を確保し、積極的な救急搬送受入れを促進するとともに、医療機能の充実強化に向けた取組を進めていきます。

### ○ 救急看護認定看護師の配置促進【新規】 23 百万円

- 地域の救急医療の核となる地域救急医療センターにおけるトリアージ機能を強化するため、救急看護の認定看護師資格の取得を支援します。

### ○ 東京都災害医療協議会の運営 44 百万円

- 災害の発生直後から迅速かつ円滑に医療を提供するため、東京都災害医療協議会を運営し、災害医療体制の強化を図ります。また、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」において、地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
- 災害時における都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院の拡充を行うとともに、中等症患者等を受け入れる「災害拠点連携病院」を指定し、医療提供体制の強化を図ります。

- 他県からの医療支援チームの受入れや、患者の搬送調整等災害時に必要な医療が迅速・円滑に提供されるよう、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

○ **医療施設耐震化の促進【一部新規】** 8,127 百万円

- 災害時の医療体制を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院について、新築建替、耐震補強、耐震診断に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

補助要件の緩和や、都独自の支援を実施するなど、耐震化のより一層の促進を図ります。

[耐震診断 73 施設 耐震補強 7 施設 新築建替 23 施設]

○ **「東京DMAT」の充実** 49 百万円

- 一人でも多くの都民を救うために、災害現場で救命措置を実施する災害医療派遣チーム（東京 DMAT）を編成するとともに、NBC 災害への対応など機能の充実を検討していきます。

[25 病院]

＜東京DMATの活動＞



○ **広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備【新規】** 83 百万円

- 災害時において被災地内での対応が困難な患者を被災地外へ広域医療搬送するための拠点整備を行います。

○ **災害医療計画策定支援事業** （包括補助）

- 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確立を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

○ **医療施設防火対策緊急整備事業【新規】** 646 百万円

- 消防法によるスプリンクラーの設置義務がない医療施設に対し、スプリンクラー等の設置に要する経費を補助することにより、防火対策を強化し、患者等の安全・安心の確保を図ります。